



平29議事第142号
平成29年8月25日

市民政党「草の根」

代表 井 原 勝 介 様

岩国市議会議長 桑 原 敏 幸



市議会の議事運営に関する公開質問状について（回答）

平成29年8月9日付けで提出のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

質問1について

- 1 6月定例会最終日の本会議において、その日の議事日程に記載された議案等の全てを議了した後に、市長不信任決議案に関する動議が提出された。当該動議は所定の賛成者があり成立したことから、その取扱いについて協議するため、本会議を休憩して議会運営委員会を開催した。
- 2 議会運営委員会では、次のとおり協議決定された。
 - ① 再開後の本会議において、「当該動議を日程に追加し、直ちに議題とすること」の賛否について諮ること。
 - ② ①において可決された場合は、市長不信任決議案を直ちに議題とし、通常と同様の手順（趣旨説明・質疑・討論・採決）で審議すること。
 - ③ ①において否決された場合は、会期中の次回の本会議で議題とすることとなるが、本日が会期最終日であることから、会期を延長しない限り、当該動議に関する取扱いは終了（決議案の廃案）となること。
 - ④ 議会運営委員会としては、現時点で会期を延長する必要を認めないこと。
- 3 2-①の結果、賛成少数により否決され、かつ、会期が延長されなかつたことから、2-③のとおり当該動議に関する取扱いは終了（決議案の廃案）となったものである。

質問 2について

全ての動議、議案等の中で優先的に取り上げるべき問題は、「先決問題」といわれている。市長不信任決議案もこれに含まれ、長と議会の対立を解決する手段として、議会の構成に関する問題（正副議長の選挙・辞職、議員の懲罰など）に次いで優先的に取り上げるべき問題とされている。

「先決問題」に係る取扱いは、国会と地方議会では異なり、地方議会では、「先決問題」であっても日程追加（日程変更）の手続（上記2-①）が必要とされており、このたびの市長不信任決議案に関する動議についても、従前どおりこのルールにのっとって議事運営を行ったものである。

また、当該動議（決議案）については、議員が自己の動議提出権を正当に行使した上で、その議員を含む個々の議員が自己の表決権（賛成・反対の意思を表示する権限）を正当に行使して議決（議会の意思決定）をしたのであり、「議員の大切な権利の行使が多数の力で不当に制約されたものではない。

なお、地方自治法第178条の規定に基づく市長不信任決議は、「議会」に認められた重要な権利であり、「議員」に認められた権利ではないことは、御指摘のとおりである。